

動物実験の実施について

京都大学において、哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いる動物実験を実施する場合には、以下の手続きを行って下さい。

- 京都大学において新規に動物実験を開始される方は→下記1)～4)へ
- 新たなテーマで動物実験を開始される方は→下記2)～4)へ
- 動物実験実施中に計画書の内容を変更される方は→下記5)へ
- 動物実験が終了された方は→下記6)へ

1) 動物実験教育訓練の受講・登録

- 動物実験を開始される方は、事前に教育訓練を受講する必要があります。
- 動物実験教育訓練の受講者は、動物実験従事者として登録します。
- 動物実験計画書における動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者は登録者に限ります。
- 教育訓練については、動物実験教育訓練 e-Learning 受講によります。それ以外の教育訓練を実施している部局もあるため、不明な場合は部局事務へお問い合わせください。

2) 『動物実験計画書』の作成

- 『京都大学動物実験計画書(様式1)』は動物実験責任者が作成して下さい。
- 動物実験計画書記入要領に従って作成して下さい。
- パソコン等により直接入力後、両面印刷してください。
- 各部局の担当者まで提出して下さい。
- 封書に「動物実験計画書」在中と明記して下さい。
- 原本のみ1部提出して下さい。

3) 動物実験委員会における審査と結果の通知

- 提出された『動物実験計画書』は、部局動物実験委員会において審査し、部長が承認します。
- 審査結果は、各分野等の長宛にお送りします。

4) 動物実験の開始

- 部局長の許可が得られましたら、飼養保管施設および実験室の使用ができます。各施設等のルールに従って使用してください。
- 飼養保管施設および動物実験室は、予め部局長の承認が得られている必要があります。

5) 動物実験の実施期間中における計画書の内容変更

- 動物実験実施期間中に、実験計画書の記載内容を変更する場合は、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式 2)」を提出して、部局長の承認を得て下さい。
- 実験内容、動物実験責任者、使用動物種の変更の際には、新たに動物実験計画を提出して下さい。

6) 動物実験の終了時

- 動物実験の終了時には、「動物実験結果報告書(様式 3)」を提出して下さい。